

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 日本電産株式会社 様 あて名 〒601-8205 日本国京都府京都市南区久世殿城町338番地		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	12.06.2018
出願人又は代理人 の書類記号 2017P-0013W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/019301	国際出願日 (日.月.年) 18.05.2018	優先日 (日.月.年) 29.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G02B3/00(2006.01)i, G02B5/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 日本電産株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 04.06.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 井上 徹 電話番号 03-3581-1101 内線 3271	20	3607

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献 1: JP 2014-122971 A (日本電産サンキョー株式会社) 2014. 07. 03, [0030]-[0035] & CN 103885098 A
 文献 2: JP 2000-241604 A (旭光学工業株式会社) 2000. 09. 08, [0018]-[0030] (ファミリーなし)
 文献 3: JP 2008-152085 A (HOYA株式会社) 2008. 07. 03, [0093]-[0095] (ファミリーなし)
 文献 4: JP 2002-162504 A (日本板硝子株式会社) 2002. 06. 07, [0019] (ファミリーなし)
 文献 5: JP 8-179105 A (株式会社リコー) 1996. 07. 12, [請求項 4], [図 1] (ファミリーなし)

請求項 1-8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-5 より進歩性を有しない。

請求項 1-2, 4-5 について、文献 1 において、複数のレンズを有するレンズユニットを構成するプラスチックレンズ 2 または 3 を参照すると、レンズ凹面のみに反射防止膜を設け、凹面と連続する平坦面には反射防止膜を設けずに露出させているが、反射防止膜として誘電体多層膜を使用した場合、剥離が発生する問題が記載されている。一方、文献 2-3 には、プラスチック基材と当該基材の表面上に配置され、高分子材料と無機材料との混合物を含む第 1 膜と当該第 1 膜の表面上に配置された無機膜である第 2 膜 (反射防止膜) を設けることで、無機膜 (反射防止膜) のプラスチック基材に対する密着性が優れることが記載されている。さらに、文献 4-5 に例示されるように、レンズの有効範囲外部分 (周辺領域) に研磨痕を設けて遮光領域を形成する技術はよく知られており、文献 5 には、これによりフレアを抑制する効果も記載されている。

そして、文献 1 に記載された発明において、レンズユニットにおけるフレアを抑制する課題は当業者に自明であること、及び、反射防止膜として誘電体多層膜を使用した場合、剥離が発生しないようにするとの指針に基づいて、文献 2-5 を踏まえて上記請求項に係る発明となすことは、当業者が容易になし得たことであり、本国際出願明細書[0003], [0009]-[0010], [0044]等を参酌しても、全体として奏する効果は各引例からみて格別とも認められない。(以下、補充欄に続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3 について、凸条部を設けることは適宜なし得た事項に過ぎない。

請求項 6 についてプラスチックレンズをアクリル系樹脂で構成する点は周知である。

請求項 7-8 について、不要な塗布膜を研磨して除去する製法は例示するまでもなく周知であり、文献 1 に記載された、凹レンズの凹面のみに反射防止膜を形成する点に基づき、周辺領域の反射防止膜を周知の研磨により除去することは、当業者が容易になし得たことである。その他の点は請求項 1-2, 4-5 について述べたことと同様である。